

2018年度 公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事 業 計 画

I 基本方針

1987年5月、広がる福祉ニーズの質を担保する一環として「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、わが国最初の福祉専門職の国家資格が誕生しました。そして1993年1月には職能団体として「日本社会福祉士会」が設立され、同年2月には、日本社会福祉士会滋賀県支部としての「滋賀県社会福祉士会」が設立されました。その後2005年2月に支部の解散と一般社団法人滋賀県社会福祉士会設立総会が開催され、同年3月には県より一般社団法人設立の認可が下りました。また、2013年4月には公益社団法人へと移行し、日本社会福祉士会との関係も「本部・支部」から「連合体」へと変化しました。

また、この間、社会福祉領域における「構造改革」も大きく進み、1990年代半ばからの「社会保障構造改革」において、1997年12月に「介護保険法」が成立し、契約制度が導入されました。1998年以降の「社会福祉基礎構造改革」においても同様に、障害福祉サービスに契約方式の「支援費制度」が施行（2003年4月）され、その後「支援費制度」は2006年4月に「障害者自立支援法」へ移行し、現在は障害者総合支援法へと変遷してきました。

私たち社会福祉士が「ばあとなあ」を通じ、大きく関与する成年後見制度においても、「自己決定・意思決定支援」が強く謳われるようになりました。

そうした中、2007年3月に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、個人の尊厳の保持、自立支援、他のサービスとの連携、そして資格取得後の自己研鑽などが新たに規定されました。また社会福祉士の業務内容が、これまでの「助言、指導」から「連絡、調整」を中心とした援助に改められました。私たち社会福祉士会は、こうした時代の流れの中で、福祉専門職としての価値を根底に、研修制度を充実させ、各会員の、サービス利用者個人や家族、集団、地域社会に關わる各会員の援助活動の質の担保を図ってきました。

一方、近年の社会福祉をめぐる状況は、家族や地域社会の変容等に伴い、多くの課題を抱える状況にあり、求められる支援についても複雑・多様化してきています。

こうした状況を踏まえ、2015年9月に厚生労働省が公表した、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、あらゆる地域で全世代・全対象型地域包括支援の実現に向けた検討方針や改革の方向性が示されています。これを受け、一昨年3月には「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」が策定され、また同年8月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が厚生労働省に設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みの構築や、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備の促進、専門人材の養成課程の改革など、2020年代初頭を見据えた取り組みが予定されています。また、同年12月には、ソーシャルワークの機能の必要性の明記や地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ提示など「我が事」、「丸ごと」

の具体的な展開を内容とした中間とりまとめが、「地域力強化検討会」から公表されました。

また、2025年を見据えての持続可能な社会保障制度改革の推進、その一環として平成2016年度から「経済・財政を立て直すための集中改革」（社会保障の集中改革、3年間）が推進されています。

本会では、こうした一連の改革の流れ、求められる地域の変容を視野に入れながら、本年度の事業計画の策定に望み、改めて、社会福祉士の倫理綱領の前文とソーシャルワーク専門職のグローバル定義を再確認し、共に覚醒したいと思います。

『われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを宣言する』

『ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける』

特にソーシャルワークに対する社会の期待は年々高まっており、より一層の専門性の向上や具体的な行動を伴う力量が求められています。

県内各地において、高齢者・障がい者・子ども・低所得者・保健医療・司法福祉・教育など幅広い分野で、500名を超える会員が、それぞれの分野の中心的役割を担いながら、人々の生活問題に深く関与し、制度の狭間におかれている人々への支援や権利侵害を受けやすい立場にある方への支援の諸活動を展開しています。そして、その実践においては、ソーシャルワークの価値と倫理のもと、当事者の力を重視しながら、個と環境が相互作用する接点へ介入し、その介入も、個への直接的な働きかけから地域全体や制度・施策への働きかけに至るまで多岐にわたっています。

本会としては、社会福祉の専門職団体として、社会福祉基礎構造に精通し、県民の多様なニーズを把握し、一人として取りこぼしなく、必要なサービスが県民一人ひとりに提供され安心して暮らせる社会を築くため、日々研鑽している会員に向けて、よりよい環境を整えていくことが重要であると考えています。

また、本年度は、本会の中期経営計画（第2期将来構想5か年計画（2015-2019年））の4年目にあたりますので、最終年へ向けて、改めて柱立て、重点項目を確認・共有し、公益事業を中心に、各種事業をしっかりと推進してまいりたいと思います。

特記すべき内容としては、①事務局体制の安定化、②権利擁護センターばあとなあ滋賀の運営体制等の再構築、③福祉サービス第三者評価事業の拡充、④他機関との連携による公益事業の拡充の4点です。

(柱立て・重点項目と本年度の方針)

1. 社会福祉士の資質向上の推進

【生涯研修センタ一体制の充実による研修機会の確保】

○本年度の方針⇒基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの推進、認定社会福祉士への環境整備

参考) 日本社会福祉士会から各都道府県社会福祉士会に移管された研修

- ・災害支援活動者養成研修
- ・成年後見人養成研修（委託集合研修）
- ・成年後見人養成研修（都道府県研修）
- ・養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修
- ・養施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修
- ・障がい者の地域生活支援研修
- ・自殺予防ソーシャルワーク研修
- ・地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修
- ・リーガルソーシャルワーク研修

2. 魅力ある活動の展開と地域ブロック活動の充実

【身近な活動からソーシャルアクションへ、チャレンジする社会福祉士】

○本年度の方針⇒ブロック活動等、会員支援の継続

【広報の充実による地域ブロック活動のサポート】

○本年度の方針⇒広報委員会活動、広報紙（はーと・めーる）の発行

3. 会務推進のための拠点機能の充実・強化

【事務局体制の安定化】

○本年度の方針⇒ 会員増、事業の充実拡大による収入の増進、事務機器の整備

【入会促進および広報活動の強化】

○本年度の方針⇒ 新しいパンフレットの作成、入会促進用パンフレットの作成と配布

4. 権利擁護センターぱあとなあ滋賀の充実強化

○本年度の方針⇒運営体制等の再構築・再整備（予算措置を含む）

【業務監査委員会の設置による「ぱあとなあ滋賀」の再スタート】

【断らないばあとなあ滋賀の実現と法人後見の実施に向けての検討の推進】

【独立型社会福祉士委員会の設置によるリスクマネジメント支援】

5. 重点5分野（高齢／障がい／子ども・家庭／低所得／災害）の取組み推進

【担当委員会の設置による重点5分野におけるソーシャルワーク活動の充実】

○本年度の方針⇒各委員会活動の推進

「高齢者生活支援委員会」

「障がい児・者生活支援委員会」

「子ども・家庭委員会」

「生活困窮者支援委員会」

「災害支援委員会」

6. 職能団体として地域に「みえる化」推進と財政基盤の強化

【他人任せにしない社会福祉士、資質向上の責務を果たす社会福祉士】

○本年度の方針⇒各種連携支援

【会員拡大運動の推進（数値目標：会員数 530 名、入会率 28%）】

○本年度の方針⇒啓発活動の強化

7. 公益事業として取り組む継続事業及び新規事業（主なもの）

○養介護施設従事者虐待対応現任者標準研修の実施

○地域包括支援センター機能強化支援事業の継続

○無戸籍の人への相談窓口設置の実施

○滋賀の縁創造実践センターとのコラボ（受託事業）

○（新）再犯防止における事業所等相談アドバイス事業（県、ASBとの協働事業）

8. 収益事業として取り組む拡充事業（主なもの）

○ 第三者評価機関としての認証取得に伴う事業の拡充（介護事業所・障害福祉事業所・保育園評価）

最後に、本年度は新理事会体制2年目となります。本会における平成33年度の近畿ブロック大会、そしてやがて来る全国大会の開催をそろそろと意識しつつ、会活動を推し進めてまいりたいと思います。

II 事業計画

【公益事業】

1. 社会福祉の援助を必要とする滋賀県民への生活と権利擁護に関する事業

（1）成年後見制度の普及活動と後見受任者の質の向上への取り組み

成年後見制度については、制度を利用する必要のある高齢者や障がい者が多数存在するにも関わらず、福祉関係者にも仕組みや活用方法が未だ十分認識されていない状況があります。

しかしながら、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法施行に伴う行政の虐待対応として、本人財産の保護や権利の代弁機能等権利擁護のために成年後見制度の需要が増加しています。

また、2017年3月には、成年後見制度利用促進法施行に伴う成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域の様々な職種や市民の後見人に対し、専門職後見人団体として、権利擁護センターばかりなあ滋賀の会員は、地域にスーパーバイズ等を求められる立場になろうとしています。

また、昨今、障害者権利条約を批准する事を契機として、特に障がい分野において「意思決定支援」の必要性が議論されているところ、成年後見制度がこの意思決定支援においてどのように活用できるのか、あるいは制度設計について提言をなすべきなのか等、成年後見実

務に携わる福祉専門職である私たち社会福祉士は、各々の成年後見実務の中で検討し、知見を深め、積極的に議論をすべき立場にあります。

このような社会的情勢を鑑みれば、当会としては、権利擁護センターぱあとなあ滋賀の組織体制について検討し、より強化していかなければなりません。具体的には、各種規程や役職整備の他、会員のフォローワー体制の充実、法人後見等の新たな事業内容についても検討を進めるべきです。

これらの喫緊の課題を解決し、もって、高齢者や障がい者が自らの権利を守り、行使できるような基盤づくりに寄与するための事業を行います。

① ぱあとなあ滋賀（部会活動）の活動の充実・強化

2017年8月報告時点で、ぱあとなあ会員は計140名。後見245件、保佐88件、補助24件、任意後見5件、監督0件、あわせて362件を受任しています。ぱあとなあの運営については、毎月1回の例会と、同日に、運営委員による運営委員会が実施されています。また、2017年4月より、権利擁護担当理事会を2ヶ月ごとに実施しており、これについては継続する予定です。

成年後見制度の利用者数は増加していますが、まだまだ潜在ニーズに比べて利用者数が低いと思われ、特に今後成年後見制度利用促進基本計画制定の流れの中で、補助・保佐類型や任意後見の活用等も進むことが考えられます。権利擁護センターぱあとなあ滋賀では、2016年度に成年後見人養成研修を実施し、ぱあとなあ会員の人数を増やす準備を行いました。今後、増加していく地域の後見のニーズに対応していくため、関係規程等の見直しを行い、前記新しい人材の登用と育成、マンパワーを生かした法人後見実施体制の検討を行います。

また、人員の増加に伴い、会員の後見事務に対するスーパーバイズ等のフォローの仕組みを整えると共に、会員の後見事務に対する苦情対応の仕組みの創設に向けて取り組みます。

ア 関係規程等の見直し

誰もがわかりやすい運営を目指して、ぱあとなあに関する各種規程等の見直しを行います。これまで実施してきた運営に関する事、定期活動報告書のチェックに関する事等に加え、受任者全員に対して最低年1回は定例会への出席を義務化するなどのルール化を図ります。

また、従前の寄付制度から、公平に各ぱあとなあ会員の後見等報酬の一部を本会に支払う方式に変更し、その金員によりぱあとなあの事務局体制の強化、組織全体の質の向上を図るため、2018年度には「ぱあとなあ滋賀事務手数料」の徴収を開始します。

イ 人材の登用と育成

ぱあとなあ運営への積極的な参画環境を整え、人材の登用と育成を図ります。

昨年度は、2016年度に終了した成年後見人養成研修を修了した会員の多くがぱあとなあに加入しており、ぱあとなあ滋賀の会員数が一気に増加しました。これに従って、後見実務経験の浅い会員や、後見事務遂行に不安を持つ会員のサポート体制の構築が非常に重要となります。

この点について、推薦案件の処理や、初めて後見を受ける新規会員のフォロー、新規会員のニーズ把握の部分は従前のとおり各地区の運営委員が中心に担い、会員の知識や実務能力の向上のための研修については研修部会を創設して、年間を通じた研修計画を策定、実行す

る予定です。

ウ 法人後見実施体制の整備

成年後見人について複雑かつ困難な事例が増加しているため、困難事例については、本会が法人として成年後見人となり、複数の会員が組織的に対応することによって、より適切な後見活動が行えるようにします。

なるべく早期の実施に向けて、法人後見実施体制の整備を図ります。

エ 苦情対応の仕組みの検討・整備

業務の適切な遂行に向けて、組織として、ぱあとなあ会員の後見事務に対する苦情に対応するため苦情対応部会を設置します。当面は、ぱあとなあ会員内で苦情対応部会の委員の選任及び苦情対応のマニュアル等の整備に取り組みます。長期的に見れば、業務監査委員会等外部の専門職等の意見を取り入れる仕組みを整備することが必要ですので、これらの整備を順次行います。

オ 関係機関との連携

これまで以上に、家庭裁判所や三士会（弁護士会、司法書士会）との連携を密にします。また、近年、県内各地で定期的に開催されるようになった高齢者・障がい者を対象とした「何でも相談会」へのぱあとなあ会員の積極的な参加を促し、成年後見・権利擁護に関する相談機能の充実を図ります。なお、今後県内各福祉圏域で設置される予定の中核機関や協議会への会員の積極的な参画を薦める予定です。

カ その他研究会等有志の活動促進

前年度より本格的な活動を開始した「子ども家庭支援委員会」と連携し、未成年後見についての検討や勉強会等を実施します。その他、ぱあとなあ会員の自己研鑽の機会を作り、その他の会員にも勉強の場の提供を行います。

② 県民講座の実施

県民のための成年後見制度活用セミナーの開催

実施内容 年1回 県内1ヶ所

今年度は、県民講座の実施について、県民セミナー企画部会を設置し、講座内容や広報等を含め、計画的な実施ができるよう取り組みます。

(2) 高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動

2009年9月より滋賀弁護士会とともに「滋賀県高齢者虐待対応支援ネット」を設置し、以後、要請のあった市町と契約を締結し、地域包括支援センターでの困難事例への相談対応や虐待対応ケース会議での相談対応など、高齢者に対する権利擁護事業に対して支援を行ってきました。

また、2012年10月施行された障害者虐待防止法に対応するため、滋賀弁護士会との協議のもと、これまでの組織を「滋賀県高齢者・障害者虐待対応支援ネット」として改め、市町からの要請に応えるべく、専門職チームとしての専門性の研鑽をはじめ、県や市町に対して支援ネットを活用した権利擁護体制整備の必要性の広報、研修会等へのアドバイザーの

派遣など、支援体制の強化等に取り組んできました。

また、2016年度からは、「養介護施設従事者虐待対応現任者標準研修」を実施したことを契機に、施設虐待事案への要請にも応じています。

2018（平成30）年度の市町との派遣契約先一覧表（予定）

契約先市町	対象	
	高齢	障害
米原市	○	○
栗東市	○	○
草津市	○	○
野洲市	○	○
守山市	○	○
高島市	○	○
近江八幡市	○	○
長浜市	○	
湖南市	○	○
愛荘町	○	○
甲賀市	○	○
甲良町	○	○

また、今後も、行政は勿論、県民や各種団体・機関においても、権利擁護に関する体制強化や意識高揚のニーズが一層高まることが予測されます。

このことから、権利擁護に関する情報の収集・発信、未契約市町への広報活動の強化として、成功事例の紹介などを行います。また専門職チームとしての体制強化と資質の向上に努め、専門職の役割や活用をアピールします。

とりわけ、本会では、専門職チームに参画する会員を募り、この分野における社会福祉士としての専門性の向上を図るため、情報の共有や勉強会の開催などを行います。

さらに、運営委員による隔月の委員会や年1回の全体研修会を通して、専門的な知識と技術の研鑽に努めます。

（3）地域包括支援センターの機能強化に向けた支援

地域包括支援センター業務に従事する社会福祉士を支援することを通して、地域包括支援センターの機能強化を図り、もって地域包括ケアシステム構築の一助となることを目的とします。

①養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修

今年度も高齢者虐待対応現任者研修を実施し、市町担当者や地域包括支援センター職員を対象に虐待対応困難事例等に対する、養護者への支援策やアセスメントの方法などの面接技術を学ぶ研修を行います。2016年度、2017年度と2年続けて、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について、事例を通じて理論や実践手法を学び、養介護施設従事者等による虐待事例に対応する市町担当職員に、知識や支援方法について学ぶ研修を行いました。

2018年度は引き続き県との共催で、「養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修」を開催します。なお、今年度は研修カリキュラムの一部変更を検討しています。

②研修会

地域包括支援センター職員が関心の高い内容を検討。年1回開催。

③情報交換

他地域の取り組み方の情報を得ることで、自分の仕事を振り返る機会とします。

下記の④地域包括支援センター職員研修会と同日開催します。

④地域包括支援センター職員研修会

改正介護保険制度により地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターは、これまでの高齢者総合相談に加え、在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア介護の開催、生活支援・介護予防への取組等より一層の機能強化が求められています。

このため、2015年度より3年間、県の委託を受け「地域包括支援センター機能強化支援事業」に取り組み、各種研修会等を開催してきました。今年度も県と連携を取りながら、県内全地域包括支援センター及び市町担当課を対象とした地域包括支援センター連絡会議の開催に参画すると共に、地域包括支援センター職員研修会を年1回開催します。

(4) 子ども家庭福祉に関する社会福祉士の連携を継続できる基盤づくり

【活動目的】

子どもの権利擁護と地域における子ども家庭支援を担う社会福祉士としての力量を高めるために、会員相互のネットワークを構築し、情報交換、相互支援、研鑽等を行うとともに、子ども家庭福祉の推進に向けた活動を行います。

【事業概要】

①コア会議

子ども家庭支援委員会のコアメンバーを形成し、委員会活動全般について話し合う。

実施内容 年間2回 4月及び9月 開催場所 未定

※第1回目は2018年4月中に開催

年間2回のコア会議で話し合う内容は

ア. 年間2回の子ども家庭支援研修の企画

イ. 京都社会福祉士会SSW養成研修との連携について

ウ. 滋賀としてのSSW養成に関する調査、研究

エ. 学校園等におけるいじめ対策、調査への推薦依頼に対する体制作りについて

②子ども家庭支援研修

児童領域で働く社会福祉士のつながり作りを目指し、研修及び実践交流を行ないます。第1部を研修、第2部を実践交流とします。

③スクールソーシャルワーカー養成研修（京都社会福祉士会と共催予定）

開催時期 2018年 年間6回（6月～9月）予定

場所 京都社会福祉会館（予定）

学校現場で支援を要する子ども・家庭の状況を的確にアセスメントし、学校・保護者・地域との連携と協働を基に、子どもの最善の利益の実現を図るソーシャルワーカーとして活動できるスクールソーシャルワーカーを養成する研修（認定社会福祉士制度認証研修）です。

京都社会福祉士会との共催事業（予定）として行ないます。また、受講に関する手続き、会場設定等、企画運営は京都社会福祉士会で行なって頂きます。

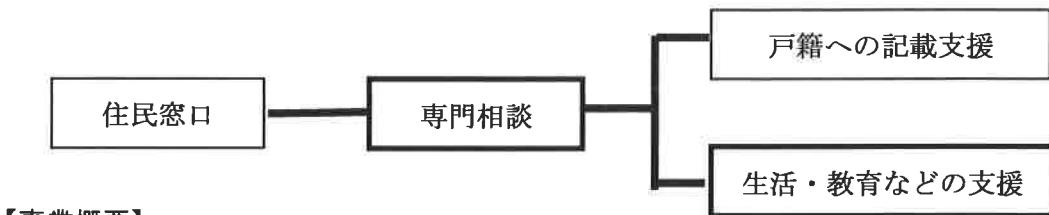
（5）無戸籍の人への相談窓口設置の実施

戸籍のない人は、日常生活でさまざまな不利益を被っており、①義務教育を受けていない、②住む場所や就労の機会を失った、③各種医療サービスを受けにくい、④各種保健医療サービスの連絡が届かない、⑤パスポートの取得が制限される、などの事例が全国で報告されています。

滋賀県では、2014年7月、法務省により実施された戸籍に記載のない人の実態調査結果を踏まえ、戸籍のない人への支援について、同年12月、府内に「滋賀県戸籍のない人への対策検討チーム」が設置され、相談援助の専門職の立場から本会会长がチーム員として参画し、4回の検討会議を経て2015年3月31日に「検討チームとりまとめ」がなされました。そして、翌4月1日、三日月知事から「戸籍に記載のない人にに対する支援について」記者発表がなされ、8月31日開催の「無戸籍者支援にかかる市町担当者会議」には、全市町から担当者（戸籍担当課、教育委員会）の出席があり、一定の情報共有がなされました。

こうした経過を経て、「無戸籍の人への相談窓口設置」を2016年度より実施（委託）しています。実施3年目となる今年度も継続して相談窓口を設置し、支援を行います。

個別相談から個別支援へのフローイメージ



【事業概要】

- ① 市町担当者や関係機関に対する研修会実施
- ② 無戸籍者支援連絡協議会の設置及び会議の開催
- ③ 毎週金曜日に滋賀県長寿社会福祉センター内の相談窓口の設置
- ④ 相談窓口利用についての普及啓発
- ⑤ 無戸籍者支援に関する実態調査
- ⑥ 事例検討会の開催等相談員の育成

（6）再犯防止における支援者支援

貧困や疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境、孤独など、様々な生きづらさを抱えることで

非行や犯罪行為に至った人たちの支援は、抱える課題が複層し、複雑化していることが多いです。

そのため地域で支援する人たちにとって、生活支援や就労支援のみではうまくいかず、支援に行き詰まり相談するところもないままに疲弊している現状があります。

こうした家族や支援者にとって、専門的な助言を受け、場合によっては専門的アプローチや同行支援を行ってくれる機関があると、今より安心して支援が継続できると思われます。社会福祉士会が事務局を担い、県行政や専門家チーム（ASB：「反社会的行動を伴った障がい者」に対する地域支援検討委員会）と連携し、3者の共働事業として支援者支援を行います。

【事業概要】

- ① 寄り添いアドバイス事業
- ② 事業検討委員会
- ③ 困難事例検討会（ASBと共同開催）
- ④ 研修会（ASBに外部委託）

2. 社会福祉の知識の普及・啓発・調査研究、社会福祉士の職務に関する知識・技術の向上、倫理及び資質の向上、養成支援等

（1）県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及

「契約」を基本とする福祉サービスの提供が進む中で、県民一人ひとりが正しい社会福祉に関する知識を身につけ、自らがサービスを選択し、希望するサービスの提供を受けられることが求められています。しかし、高齢者や障がい者に対する福祉制度をはじめ社会福祉関連の諸制度は複雑であり、また、自己決定という考え方方がいまだ定着していない中で、福祉サービスを受けるために、適切な助言を求める人々は少なくありません。

本会は、会員のソーシャルワーカーとしての資質の向上に向けて様々な研修に取り組みながら、それぞれの会員が、職場や地域で、社会福祉に関する知識や技術を活かして、現場実践を進めていくと共に、この経験を活かして、県民に対して社会福祉に関する的確な情報を提供し、相談に応じ、県民ニーズに応える取り組みを進めます。

①県民向け公開講座の開催

福祉関係者のための成年後見活用講座等に、より多くの県民の方に参加いただき、社会福祉に関する基礎知識を得る機会として活用していただけるよう取り組みます。

ア 県民のための成年後見制度活用セミナーの開催

実施内容 年1回 県内1ヶ所

イ ソーシャルワーカーデイ

ソーシャルワーカーデイのイベントを開催

滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会と共催

②社会福祉援助技術に関する研修会の開催

社会福祉援助あるいは福祉サービスの利用者が、特別で特定の人々を対象としたものから、広く一般住民を包含した概念へと転換している今日において、社会福祉士に求め

られる役割への期待はますます高まっています。また、一人ひとりの社会福祉士がどのようなソーシャルワークを展開するのかが注目され、評価されています。それぞれ、分野は違っても、ソーシャルワーク業務を担う専門職として捉える視点や課題は共通です。

こうした認識のもと、福祉保健医療領域の関係者で、共通した基礎的な研修を実施し、社会福祉援助技術の向上とソーシャルワーカーとしての質の向上に努めます。

開催時期 未定

滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会との3団体共催で実施

(2) 社会福祉および社会福祉士に関する調査研究

●制度政策研究委員会

国では、我が国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、関連法・制度の改正を行っています。

この「地域共生社会」は、社会福祉士の実践の積み重ねにより創りあげられた地域社会像でもあり、今後社会福祉士は、政策として展開される「地域共生社会」が、真に福祉サービス利用者や地域社会の側にたつものとなるよう、さらなる実践を積み重ねていく必要があります。

こうした認識のもと、平成30年度は以下の活動を行います。

【平成30年度事業】

1. 制度・施策学習会の開催（2回程度）

- ・「地域共生社会」の政策動向にかかる学習会を開催します。

2. 滋賀県社会福祉関係団体予算対策協議会への参画

- ・滋賀県社会福祉関係団体予算対策協議会（事務局：滋賀県社会福祉協議会）への参画を通して施策提言を行います。

3. その他施策動向に応じた活動

- ・社会保障・社会福祉施策の動向に応じて、情勢の共有化や必要な対応を検討する活動を行います。

(3) 社会福祉士の養成支援

●社会福祉士養成支援委員会

専門知識を有した社会福祉士を養成することを目的とします。

社会福祉士国家試験を受験する人に対し、計画的な学習支援を行います。また社会福祉士の養成に必要な現場実習が実りの多いものとなるよう、実習指導者の育成を行います。

質の高い社会福祉士が社会で活躍することを通じ、公益に資するように活動します。

①社会福祉士国家試験対策講座の実施

②全国統一模擬試験の実施

③社会福祉士現場実習指導者講習会の実施

3. 「滋賀の縁創実践センター」とのコラボレーションの推進

2014年9月に、民間福祉関係者が分野や立場を超えてつながり、福祉制度のはざまで支援が届きにくい人々の声を聴き、地域の方々とともに、社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、誰もが自分らしくいきいきと地域で暮らすことを支えるしくみと実践を県下にくまなくつくっていくことを目指し、「滋賀の縁創造実践センター」が開設されました。

本会は、「滋賀の縁創造実践センター」の理事として参画するとともに、専門職団体として積極的にコラボレーションを推進します。

(1) 縁創造実践センターの「課題解決のためのネットワークづくり・『事例検討』多職種サロン」の一環として、少人数で事例検討や意見交換することで更なる連携の強化につなげることを目的に開催します。

【業務内容】

- ①ミニ講座開催のための連絡調整
- ②資料の準備
- ③講座での講師調整
- ④滋賀の縁塾の企画運営支援
- ⑤その他、「課題解決のためのネットワークづくり」推進に必要な業務

(2) 傍楽体験事業の実施

「コミュニケーションが苦手」「働くことに不安がある」など働きたいけれど不安を感じておられる方々が、はじめの一歩を踏み出せるきっかけにつなげていくことを目的に、2017年度4月よりモデル事業「傍楽体験事業」を実施しました。

毎月第2木曜日発行の事務局通信の封入・発送作業を通じて、誰もが個性を輝かせることができる「小さな働く場」となるよう、本年度も継続して取り組んでまいります。

【収益事業】

1. 社会福祉事業のサービス評価

(1) 滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業への参画

滋賀県が2000年から取り組んでいる「滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としています。

本会も2017年12月に滋賀県第三者評価機関の認証を取得し、県内の福祉サービス事業所（介護事業所・障害福祉事業所・保育園等）を対象とした福祉サービス第三者評価事業に取り組みます。

(2) 認知症高齢者グループホームの外部評価の実施について（第三者評価委員会の活動の充実・強化）

2005年度から認知症高齢者グループホームの外部評価機関として滋賀県の認証を受

けて調査・公表を実施してきました。本会が行う外部評価は、「福祉の専門職」である本会会員と、「利用者」「家族」の立場である公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部会員が連携して調査員となり、利用者の方、ご家族の安心と満足、心地よさ、快適さの向上を図るため、更によりよいサービスを提供するにはどうしたらよいか、各事業者の関係者と一緒に考えることを大切にしています。

地域密着サービスが、地域に開かれた質の高いものとなることを願い、調査員の質の向上はもとより、外部評価機関としての質の向上を高めていくため、専門家や他機関とも連携して活動を行います。

① 第三者評価機関・調査員の資質の向上に向けた取り組み

- ア. 第三者評価委員会の定期開催 年6回（奇数月の第3土曜日）
- イ. 第三者評価委員会において情報交換及び研修の実施
- ウ. 県主催の調査員養成研修及びフォローアップ研修への参加者の拡大

② 県内介護・福祉サービス事業所及び地域密着型サービス事業所へのPR活動の取り組み

- ア. 滋賀県健康福祉サービス第三者評価のPRチラシを作成し、県内の各法人向けに郵送
- イ. 新規事業所に対する活動 県からの指定情報の提供を受けてPRチラシを郵送
- ウ. 既存事業所に対する活動（外部評価）

過去に評価した事業所、2年となった事業所、人脈のある事業所等を重点的に行う
エ. 新規受託した事業所に対するPR活動 事前に事業所を訪問し説明会を行う

【他の事業】（相互扶助等事業）

1. 社会福祉士の知識・技術および倫理・資質の向上

（1）生涯研修センター運営委員会

日本社会福祉士会生涯研修制度に対応するため設立した滋賀県社会福祉士会生涯研修センターにおいて、制度に則った研修を行うとともに、今後日本社会福祉士会から隨時提示される予定の研修制度の内容に速やかに対応できる環境を整えます。

【活動目標】

1. 滋賀県社会福祉士会会員が互いに育てあう関係での研修の実施
 2. 社会福祉のプロとして自身の振り返りの場としての研修への参加
 3. 社会福祉のプロとして自身の業務の発信の場（講師として自らの業務を発信する）とする
 4. 様々な分野の者が集い、連携構築を図る場とする
- *誰もが先生であり、また生徒である関係で行う滋賀の実践研修とする

【事業概要】

①基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実施

※各基礎研修を出来るだけ同一日に開催し、研修体制の効率化を図る。

②専門研修の検討

※他府県の社会福祉士会からの情報収集の下、認定機構へ科目認定申請を行い、滋賀県独自の認証研修の検討を行う。

③スーパービジョン体制の整備

※スーパービジョン体制の構築に向けて、スーパーバイザー養成を行う。

④ブロック活動における研修実施の推進・支援

※各地域ブロックにおける研修活動を支援し、経費の助成や企画運営に関する助言などの開催支援を行う。

⑤生涯研修制度管理システムによる会員の取得単位数の管理や情報発信等を行う

⑥近畿ブロック研究・研修大会への参加

⑦生涯研修センター運営委員会の開催

⑧近畿ブロック各委員会への参画

(2) 高齢者生活支援委員会

【活動目的】

高齢者福祉の向上を目的とし、様々な専門職団体と連携し、ネットワークの構築・専門職の質の向上・政策提言に取り組んでいきます。

【事業概要】

- ①他の専門職団体と協働し、研修会の開催
- ②社会福祉士に政策提言の機会を提供
- ③他の専門職団体と協働し、社会制度に働きかける

(3) 障がい児・者生活支援委員会

【活動目的】

- ①超高齢社会を迎えており、障がい者の高齢化も年々進んでいる。また「発達障害」や「高次脳機能障害」「難病」など、これまで障がい福祉の対象とされてこなかった方に対しての支援にも目を向けていく必要がある。障がい者福祉に関わる関係機関や他の専門職団体とのネットワーク、情報交換の場の構築を活動の目的としつつ、支援の要請や議案等が発生した場合に対応できるよう準備を行います。

- ②障がい児や障がい者の生活を支援していく上で、社会福祉士として何をすべきか、何が必要であるかの情報収集を行い、必要に応じて委員会の発足を行います。

【事業概要】

- ①委員会の発足の必要性について、当会会員の意向やニーズ等の調査の検討
- ②ネットワークや情報交換の場の構築に向け、他の専門職団体の意向・動向等の調査を検討

(4) 生活困窮者支援委員会

【活動目的】

- ①景気回復の兆しが見られると言われてはいるが、国民が実感できる状況でなく、国内の貧富の差は大きくなっているように感じられる。今後、労働生産人口の減少が予測される中、働く場所の確保や環境は、社会的に徐々に改善されつつあるが、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する環境改善につながっているとは限らない。表面化されにくい課題の抽出や情報

収集、関係機関との連携等を活動の目的としつつ、支援の要請や議案等が発生した場合に対応できるよう準備を行う。

- ②生活困窮者を支援していく上で、社会福祉士として何をすべきか、何が必要であるかの情報収集を行い、必要に応じて委員会の発足を行う。

【事業概要】

- ①委員会の発足の必要性について、当会会員の意向やニーズ等の調査を検討

- ②ネットワークや情報交換の場の構築に向け、他の専門職団体の意向・動向等の調査を検討

2. 社会福祉専門団体・行政・社会福祉士養成校協議会等との連携

(1) ソーシャルワーカー団体の連携推進

- ①公益社団法人滋賀県社会福祉士会、滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会のソーシャルワーカー3団体の連携を図ります。

ソーシャルワーカーの質の向上を目指すとともに、ソーシャルワーカーについて社会の認知度を高めていきます。

- ②ソーシャルワーカー3団体合同研修会の開催

開催時期 (未定)

(2) ソーシャルワーカーデイの取り組み

ソーシャルワーカーについて社会の認知度を高めるとともに、ソーシャルワーカーの質の向上を図ることを活動目的とします。

(3) 行政・他団体・機関等との協力・連携

行政・他団体・他機関等との協力・連携を図るため、各種の審査会や協議会等の委員として会員を推薦します。

1. 滋賀県社会福祉審議会委員
2. 滋賀県介護保険審査会委員
3. 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会委員
4. 滋賀県介護給付費審査委員会委員
5. 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員
6. 滋賀県社会福祉関係団体予算対策協議会委員
7. 滋賀県社会福祉協議会評議員
8. 滋賀県国民健康保険団体連合会介護給付費審査会委員
9. 滋賀県運営適正化委員会委員
10. 滋賀県権利擁護センター契約締結審査会委員
11. 滋賀県社会福祉学会実行委員・推進委員
12. 滋賀県ケース・マネジメント・アドバイザー事業委員会委員
13. 滋賀県介護給付費審査委員会委員
14. 成年後見制度の利用促進に関する行政職員研修会実行委員会委員

15. 滋賀県立リハビリテーションセンター総合リハビリテーション推進会議委員
16. 滋賀県立リハビリテーションセンター教育研修事業推進部会委員
17. 湖北地域介護認定審査会委員
18. 栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会
19. 長浜市地域包括支援センター運営協議会委員
20. 高島市地域包括支援センター運営協議会委員
21. 近江八幡市いじめ問題専門委員会委員
22. 長浜市ケアプラン指導研修チーム
23. 長浜市高齢者虐待防止ネットワーク協議会委員
24. 彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会委員
25. 高島市障害支援区分認定審査会委員
26. 長浜市高齢者保健福祉審議会委員
27. 長浜市成年後見・権利擁護センター運営委員会委員
28. あさがお市民の参画による成年後見活動のあり方検討委員
29. 成年後見センターもだま運営適正化委員会委員
30. 栗東市いじめ問題調査委員会委員
31. 米原市権利擁護センター運営委員
32. 草津市認知症施策推進会議委員
33. 滋賀県社会福祉協議会事業に関する苦情対応における第三者委員
34. 東近江市介護保険運営協議会委員
35. しが介護の職場合同入職式実行委員会委員
36. 守山市障害支援区分認定審査会委員
37. 高島市社会福祉協議会第三者委員
38. 日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ運営委員会
39. 滋賀県多職種連携学会委員
40. 日本プライマリーケア連合学会実行委員会委員
41. 野洲市地域包括ケア会議委員
42. 草津市教育委員会いじめに関する学校問題対策委員会委員
43. 大津市教育委員会いじめ問題対策委員会委員
44. 滋賀県介護職員育成・確保対策連絡協議会委員
45. 災害時における福祉的支援検討会委員

3. 広報委員会の運営

【活動目的】

「みんなで笑顔になる仕事」というキャッチフレーズをもとに広報活動を通して県民に対し当会の活動の普及・啓発を行ないます。また会員相互の顔の見える関係づくりを促進し、県民の福祉の向上に資するための活動を行います。

【事業概要】

①広報紙（はーと・めーる）の発行

会員への当会の活動報告と、幅広く県民に対する当会の活動の普及・啓発を行なうため、広報紙は一とめーるの発行・発送を行います。

②ホームページ・オフィシャルブログの管理運営及び更新

ホームページについては、会員をはじめ県民向けの当会からの情報提供や情報公開を適宜更新します。ブログ「滋賀県社会福祉士会のひろば」については、研修事業・ブロック活動等を中心に情報提供を適宜行います。

③本会の紹介パンフレットの刷新や啓発グッズによる啓発

本会の紹介パンフレットについては、事務所移転に伴う刷新を検討します。過年度に作成した啓発グッズについては、滋賀県医療ソーシャルワーカー協会・滋賀県精神保健福祉士会3団体の事業やソーシャルワーカーデー、介護の日啓発イベント、県民向け公開講座等研修の機会を通して会員、その他県民に幅広く配布します。

④広報委員会の開催・委員の活動

担当理事・有志会員が委員会を開催し、活動実施に向けての委員会を行います。開催機会を柔軟にすることで、本会会員や関係者等、委員会委員以外にも参加をいただくよう配慮します。

4. 災害対策支援委員会

【活動目的】

「滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議」の構成団体として、県内各福祉関係団体と共に大規模災害発生時、当会のネットワークや会員のエンパワメントを活かした活動を行うことを目的とします。また、災害時に活動できる福祉専門職養成研修など、近畿ブロック各府県社会福祉士会と連携を深めます。

【事業概要】

「滋賀県社会福祉士会災害支援委員会」を年3回程度開催し、活動内容を検討します。

- ①災害対策ガイドライン・災害対策マニュアルの作成
- ②事業継続計画（B C P）の作成
- ③ボランティア派遣登録システム（支援者登録フォーム）の検討

5. 地域単位の組織化

活動の一層の活性化を図るため、福祉圏域を単位とするブロック活動の推進を行います。ブロック代表を中心に自主的な研修や交流を進め、将来的には、支部体制構築に繋げる取り組みとします。またブロック間の活動情報共有や研修の複数ブロック共同開催など活動の活性化を図ります。

6. 会員の拡大

本会活動活性化のため、新しい会員を増やす取り組みを進めます。そのために、本会の活動を紹介し、入会の呼びかけのメッセージの入ったパンフレット等を活用し、会員を通じ

てあらゆる機会をとらえ、本会活動の周知を図ります。

7. 基金の運営

これからも増大する県民の社会福祉に関するニーズに的確に応え、会の発展と将来に向けて、利便性の高い、情報管理等のセキュリティにも配慮した長期的活動の基盤機能を備えた事務所の継続的な確保とともに、成年後見活動において、より適切な後見活動が行えるような体制整備を検討する必要があることから、各会員からの寄付による2つの基金を設置します。

①事務所整備基金

将来の事務所機能の整備に備え、各会員の判断による寄付により創設する基金。

各会員からの寄付申し出により積み立てます。本基金は、20周年記念事業として造設したが、今後も会員による募金を継続的に実施します。

②成年後見体制整備基金

ばあとなあの活動における報酬が付与されない事例に対する会員活動費の補填や法人後見実施のために、各会員の判断による寄付により創設する基金。

8. 事務局体制の安定化

公益社団法人として適正かつ透明な法人運営を目指して取り組みを進めます。

①事務局通信の発行

②公益社団法人に見合った事務処理体制の確立

- ・事務局専従職員および3名の事務職員体制

9. 公益社団法人日本社会福祉士会との連携事項

①正会員としての参画（6月16日総会、9月1～2日会長会議、3月16日臨時総会）

②各種委員会活動への参画（組織委員会4回、選挙管理委員会）

③一部事務委託